

平成 2 7 年 第 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 1 月 2 7 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	尾上郁子
委員長職務代理者	石井正治
委員	上野操
委員	松原秀成
委員（教育長）	白井正三郎

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同主査	飯田常雄

尾上委員長	開 会 時 刻 午後１時 ただいまから、平成２７年第２回教育委員会定例会を開催いたします。 日程第１、署名委員を決定します。松原委員と白井委員にお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 初めに前回、継続といたしました第１号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成２７年度教育重点目標についてを議題といたします。 それでは、事務局からのご説明をお願いいたします。
柴田教育推進課長	継続議案でございます。江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成２７年度教育重点目標についての説明資料を本日、またお配りさせていただいております。本件につきましては前回、第１回の定例会におきまして、委員の皆様からさまざまなご意見を承りました。前回の定例会の、この議案の冒頭でもお話しさせていただきましたけれども、平成２５年度までは、この教育目標・基本方針、その他、重点目標につきまして、毎年度、年度ごとに策定をしておりますが、それまでの議論の中にありましたのは、教育基本法などの法律等の大きな改正、それから学習指導要領等の改正が行われないうちで、教育目標・基本方針につきましては、大きな目標として毎年、毎年変更するのではなく、定めてまいりましょうということで、平成２６年度から、このような形を取らせていただいております。 また、重点目標につきましては、毎年、この基本方針に基づく重点施策ということで、こちらについては多少の施策等の見直し等も含めまして、毎年度策定しておりますということで、昨年度、２６年度、つくらせていただきました。その上で２７年度につきましては、前回、さまざまなご意見をいただきました。私どもといたしましては、前回のご意見も踏まえまして、教育目標・基本方針案といたしまして、本日、またお示しさせていただいております。文言につきましては、今回、前回お示ししたとおりでございます、大きく変更をさせていただいておりません。 また、前回にご意見いただきました重点目標につきましては、ご意見にございました、その施策ということを目録ということではなくて、施策ということでの言葉で置き換えさせていただいております。赤字でお示ししているところが、前回と変わっている点でございます。重点目標としていた部分を、重点施策ということに変えさせていただいております。 また、この重点施策につきましては、グループ分けをするべきだとか、ど

	ちらが先だとかというご意見もございましたが、委員さん方のご意見でも分かれるところでございました。そこで、(1) (2)という表記をしてまいりましたが、これは、どれが一番で、どれが最後だということではないということで位置づけさせていただくという意味で、丸ということで表記を変えさせていただきますいております。 もう一点、上野委員さんからご意見ございました体罰のことについて、表記していくべきであろうというご意見をいただきました。重点施策の中で、そうした体罰という言葉をあえてお使いするということにつきましても、ご意見があったと思います。私も事務局といたしましては、3 ページ目に表記しております。2 行目でございます。教員が教育に対する熱意と使命感を持ち、知識・能力を高めるとともに、授業力及び指導力という言葉の中で、この体罰のことについて盛り込んでいけたらいいかということで、今回、案をお示しさせていただいております。この件に関しましては、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
委 員 長	前回、いろいろ皆さんでご意見をいただきました。今、課長がおっしゃったように、基本的には前年度について大きく変えないということで、目標を施策という形で表記をするというふうに伺いました。皆さん何かご意見、そして上野委員の体罰の問題を指導力という形の中での表記という形で含んでという、今、ご説明がございました。その点に関しまして、いかがでしょうか。
松 原 委 員	基本方針なんですけど、前回、例えば教育長のほうから文化遺産という表現についてあれでしたよね、その辺は。
教育推進課長	この文化遺産の教育長からのご意見も含めまして、その後、事務局と教育長とお話をさせていただきまして、この形で。
白 井 教 育 長	私は伝統文化と、この間お話しさせていただいて、2 ページのところ、伝統を書いた。 ただ、この教育目標・基本方針につきましては、その前の年に、今、課長からお話ししたもので、皆さんで、教育委員会で、この言葉等々について決定したものであるというお話でしたので、私としては、ちょっと申しわけない、初めてだったものですので、このことについて、このほうがいいのじゃないかという発言をしてしまいましたが、そういうことであれば、私は、こ

	こで文化遺産ということで、いいかと思ひまして、このままにさせていただきます。
松 原 委 員	了解しました。
委 員 長	上野委員、よろしいですか。
上 野 委 員	結構です。
委 員 長	あと、いかがでしょうか。 石井委員は、いかがでしょうか。
石 井 委 員	昨年度、そのように決めたということで、昨年度のことを第一に考えて、ことしは、そのままでというような、今の教育長のご意見はよく理解できるのです。 ただし、やはりこういうものは、毎年きちんと見直して変えたほうがいいよねというふうに、皆が合意できるようなところは、少しずつでも変えていくほうがいいだろうなと思いますので。ことしの、この議論、つまり去年こうだったから、ことしもこうしますよというのが来年に引き継がれないようにしていただきたいなと思います。
教育推進課長	実は後ほど、また議会の議案ということで出てまいります。教育委員会制度が改正になる中に、実は教育の大綱を首長が定めるというような、今回、法改正もございます。そして、その教育行政にかかわっては、教育委員会と区長が教育総合会議という会議をもちまして、その中で重点施策、それから主な教育行政について、年度があけますと、そういった機会が、この後予定されてございます。そうした中で首長の教育行政に関する思い、それから教育委員会の思いを協議をする場ということになりますので、恐らく来年度には、またこういった教育目標をつくっていく上では、また議論が必要になるというふうに考えております。 そこが、この後ある中で、毎年、毎年大きく変えていくということが、ちょっとどうかなという思いも、事務局としてございました。そのことだけお伝えしたいと思います。
上 野 委 員	結論としては結構ですが、教育目標、方針、それから教育の重点施策、こ

	というふうに題目を、こういう体系にしたら、大分わかりやすいなと思いました。今回、これが一番、このあたりが大切かなと思っておりましたので、総論としては。 それから後は、特に私は、この中で一番新しいものですから、過去の沿革をお決めいただいてから言われているわけじゃないので。何か、そういう議論があったら、そういう議論をどこかに記録をとどめておいていただきたいのです。議論の結果、こういう議論が出たということ。そうじゃないと、来年、もし人が変わった場合、前年度やったけれども、それは知らない。去年、こうだったから、またなるべくこれだというような意見になると、余り発展性もないし。委員会の存在意義がなくなっちゃうと思うのです。以上です。
教育推進課長	今、上野委員さんからもありましたとおり、こうして毎年、ご議論いただくような部分につきましては、前回の議事録等の過去の経過も含めまして、事前に各委員さんにお示しさせていただきたいと思います。
委 員 長	そのように、よろしくお願いいたします。 他になれば、この第１号議案は原案のとおり決定をいたします。 続きまして、第３号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。 この議案は教育に関する予算、条例案について平成２７年度第１回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。 本件は議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
委 員 長	賛成多数と認めます。これより、会議は秘密会となります。 なお、第３号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開が可能となりますので、よろしくお願いいたします。

	〔第3号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕
委員長	それでは、第3号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第3号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。区長名で教育委員長宛てに、議案に対する意見聴取の通知文をおつけしてございます。 記書きにございます5件につきまして、この意見聴取を求められております。まとめて説明させていただきます。 第1点でございます。平成27年度、江戸川区一般会計予算中、教育の事務に関する部分でございます。資料をごらんいただきたいと思います。今回の平成27年度当初予算の案ということでございまして、1枚目には予算規模、区全体のものを載せさせていただいております。一般会計平成27年度2,194億5,900万、平成26年度は2,202億300万ということで、増減額につきましてはマイナス7億4,400万、率はマイナス0.3%という予算でございます。特別会計の合計といたしまして、総額にお示ししてございます3,514億5,200万、平成26年度は3,382億9,500万、131億5,700万の増、率にしまして3.9%の増という予算規模でございます。 2番目に歳出として、一般会計とあります教育費を取り出してございます。この区一般会計のうち、教育費にかかわるものといたしまして、234億2,900万が平成27年度、平成26年度は227億4,200万、増減額は6億8,700万の増、3.0%の増でございます。 1枚おめくりいただきまして、こちらでは平成27年度の教育委員会、この中での教育委員会の重点事業の項目一覧として挙げさせていただいております。拡充事業といたしまして、こちらに4点、挙げさせていただいております。言語能力向上拠点校、そしてオリンピック教育の推進校、それから特別支援教育推進校、4番目に補習教室といたしまして、拡充事業を挙げさせていただいております。その他、学校施設の改築につきましては、春江小学校、それから新たに第三松江小学校、篠崎第三小学校、そして現在進行中の松江第五中学校の改築、それから学校施設改築計画の中での、こうした建築の計画でございます。それから、学校施設の整備としまして、年次計画による工事、その他の施設整備として組ませていただいております。 また、学校情報化の推進といたしまして学校LANの運用、また教育用パ

ソコンの運用・整備を挙げさせていただいております。

次のページに移りまして、特別支援学級の新設でございます。平成27年4月の開設予定ということで、知的障害学級固定級の春江小学校、同じく小岩第五中学校、情緒障害学級通級学級としまして、東葛西小学校。また今後の予定といたしましては、28年度4月には小学校で1校、言語障害の学級の開設を予定してございます。

また、創造性豊かな江戸川文化ということで、一之江名主屋敷の整備、維持補修をさせていただきます。こちらにつきましては、そちらに4点、挙げさせていただいております。環境整備も含めまして、このような整備、また維持補修を行ってまいります。

区民本位で効率的な区政運営等ということで、学校給食の調理業務の委託校の拡大、今年度88校の調理業務の委託校を2校増加いたしまして、90校。このうち給食運営業務委託、これは栄養士の業務の委託を合わせて行う学校が15校から21校、6校を来年度委託に転じてまいります。

次のページでございます。教育費の当初予算を挙げさせていただいております。費目別ということになりますけれども、歳入といたしましては、学童クラブの登録育成費負担金の減、これは育成料をいただいておりますが、児童生徒数の減少も見込みまして、このようなマイナスの予算を計上してございます。使用料、手数料、こちら保育料、それから使用料ということでの予算ということであります。国庫支出金につきましては、学校施設等の改善交付金、こういったところの減額が見込まれますので、このような予算を計上してございます。合計で、こちらでございます、歳入といたしましては、12億6,540万9,000円ということで、マイナス4.9%を計上してございます。

次のページには歳出といたしまして、計上させていただいております。実は来年度から、新公会計制度がスタートいたします。これによりまして、これまで、それぞれ事業内容ごとに費目を組んでおりました。小学校費、中学校費というようなことで、その課にまたがるような予算計上をしておりましたけれども、今回の新公会計制度の考え方といたしまして、一つの課に一つの費目を設ける。その課が、どれだけの予算を使って、どれだけの成果を上げているというような、そういったことにつながるということで、今回組みかえがされます。

ですので、前年との比較がなかなかしづらい部分もございますが、このように教育推進費は教育推進課が行う事業の予算、そして、学務費は学務課というような組み合わせで、今回は計上という形になります。右側に内容とし

て、主なものをお示しさせていただいておりますが、黒丸で書かせていただいておりますのは新規拡充事業ということで、プラスのものです。白丸で表示してあるものは、見直し等で減額になる内容でございます。このような予算を計上させていただいております。1点目の27年度江戸川区一般会計予算中、教育の事務に関する部分については、以上でございます。

2点目でございます。平成26年度、今年度の江戸川区一般会計補正予算中の教育事務に関する部分、今回の第1回定例会に計上いたします平成26年度第5号補正予算概要ということで、お手元に資料をお配りしてございます。案というものでございます。

まず、歳入でありますけれども、国庫支出金といたしまして、補正前の予算6億8,149万8,000円につきまして、今回補正額として5億7,265万9,000円を計上してございます。この内容につきましては、国庫負担金としまして補助対象事業費の精査に伴い追加交付が決定されたため、追加の補正を計上いたしました。こちらにつきましては改築校の春江小、それから松江第五中、船堀小の分でございます。

それから、国庫補助金でありますけれども、こちらは3億7,880万2,000円の、今回の補正額でございます。建物の改築にかかわる補助対象事業費が増加したためということでございまして、改築及び大規模改修についての対象事業費の増加ということでの、追加の補助金でございます。

続いて、都の支出金でありますけれども、647万7,000円を補正で計上してございます。これは、名主屋敷の整備にかかる補助金ということで、平成25年度末に補助事業としての募集で応募させていただきました名主屋敷の、ちょっと離れたところに大型バスの駐車場を、ここで整備をさせていただきます。これにつきましては、当初予算では都の決定をいただいていたということで計上しておりませんでした。ここで決定をいたしましたので、都からの補助金が647万7,000円入ることでの補正でございます。

続きまして、歳出でございます。まず、教育総務費でございますけれども、事務局費といたしまして503万円の増でございます。これは、寄付の2件についての計上であります。積立金といたしまして、こちらの内容にございます江戸川伝統工芸振興会様から3万円、そして株式会社京葉興業様から500万円の指定寄付、木全・手島育英資金関係費として、指定寄付を受けたものであります。

続いて、教育推進費でありますけれども、6,888万6,000円の減額補正であります。これにつきましては、すすくすくスクールの非常勤職員の

適正配置ということを進めた結果ですけれども、26年度当初の145名の非常勤の予算計上に対しまして、現在125名という形で行っておりますので、その差額分の減額補正ということでございます。

続いて小学校費でございますが、学校管理費のところでは、4億2,300万の減額でございます。こちらにつきましては、工事中止及び工事の契約差金が生じたための減額補正になります。

それから、教育振興費でありますけれども、こちら6,000万円の減額でございます。こちらは、就学援助認定者数が当初予算の見積もりよりも下回ったための減額でございます。

それから、学校施設建設費でありますけれども、こちらにつきましては建設業界等の動向を注視した上で、改築スケジュールの再調整により、設計委託等を延期したための減額でございます。対象は、葛西小学校の分、それから、平成29年度からの改築校を決めていく上での計画のための経費等が延期ということになりまして、減額の補正をさせていただいております。

続いて中学校費でございます。まず、学校管理費でございますけれども、学校施設の整備費の委託料、実施予定の工事が中止になったためというものでございます。手洗い所の改修ですとか、電気設備の改修工事が中止ということになりましての減額でございます。

続いて教育振興費でありますけれども、同じく小学校費と同様、就学援助扶助費につきましては、当初見積もりよりも下回ったためということで、4,000万円の減額補正でございます。

そして、学校施設の建設費につきましては、建設業界等の動向を同じく注視した上で、その再調整ということでの葛西中学校、それから、小松川二中の契約の差金ということでございまして、1億8,627万8,000円の減額の補正をさせていただいております。歳出全てを合計いたしまして、9億1,665万2,000円の減額の補正となります。これにつきましては、以上でございます。

続きまして、江戸川区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育長の、これまで給与等に関する条例、新旧対照表をおつけしてございます条例がございましたが、ここに勤務時間その他の勤務条件の部分を追加をする改正の内容でございます。新旧対照表にございます第6条の部分で追加になってございますが、この条例、または他に別段の定めがあるものを除く他、教育長の勤務時間、その他の勤務条件については、江戸川区の一般職の職員について定められているものの例によるという

一文を加えさせていただいております。また、付則のほうでございますが、27年4月1日から施行する。2番目に経過措置としまして、この条例の施行の際、現に在職する教育長による改正前の、この取り組みにかかわる勤務時間、その他の勤務条件については、なお従前の例によるということでの付則をつけさせていただいております。

これにつきましては、これまで江戸川区の教育委員会としましては、教育長に関する勤務時間その他の勤務条件というような規定を持ちあわせていなかったわけですが、今回の法改正に伴いまして、この勤務条件についても、この条例の中で規定をさせていただくというものでございます。これが3番目でございます。

なお、この条例改正案につきましては、職員の勤務条件にかかわるものでございまして、議会では特別区の人事委員会に意見を聴取をしてからでないと上程をできないということで、地方公務員法の規定に基づきまして、区議会初日に上程が間に合わないということになってございます。実は、特別区の人事委員会の開催日が区議会の本会議の初日と同日ということでございまして、他の議案と一緒に上程ができないということになります。

次に、4点目でございます。江戸川区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例中、教育の事務に関する部分でございます。こちら、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。江戸川区特別職報酬等審議会条例の中には、これまで旧、右側のほうですと、区長及び副区長の給与の額について、この審議会に付託をすると、意見を取るということで条例が定められておりましたけれども、このたび教育長が特別職ということになります。これまで、この審議会に諮る対象ではなかったのですが、特別職という職になりますので、今回、副区長及び教育委員会教育長の給与ということで、追加をする条例改正であります。これにつきましては、区長部局からの立案、総務からの立案でございますが、教育にかかわる部分ということで意見聴取がまっております。こちら4月1日の施行でございますが、経過措置ということで、この改正後の第1条の規定は、この地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第4条の第1項の規定により、任命される改正後の教育長の給与の額について適応するということになりますので、今言われております新教育長で、この条例が当てはまるということになります。

続いて、5番目でございます。江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。こちらにつきましては、旧の右側をごらんいただきたいのですが、別表の中で教育委員会委員長として月額報酬額が記載されてございますが、今回の法改正によりまして、教育

	委員会委員長の職は、新たな教育長が就任した時点で職を辞するというような規定になってございます。先ほどとは、また裏腹なのですが、新しい教育長ができたときに、この付則にあります新しい教育長が任命された時点で、この規定については改正のものに変わる。それまでは、従前のものになるというような付則になってございます。新しいものでは、この教育委員長の部分を削るという、そういう改正内容でございます。以上、５点でございますが、長くなりましたが、ご審議お願いします。以上でございます。
委 員 長	今、ご説明いただきました１、２、３、４、５点。どちらでもよろしいと思いますので、何かご質問ありましたらお願いいたします。
石 井 委 員	第１点目なんですけど、開いて２ページ目になりましょうか、一番上に平成２７年度教育委員会重点事業項目一覧とあるところのページなのですが、その初めの二重丸の両括弧５、小松川第二中学校に対して土壌汚染調査等という項目があるのですが、これはどういうことでしょうか、敷地に何か昔あったということでしょうか。
佐藤学校施設 担当課長	改築に当たりまして、土に土壌汚染物質が入っているかどうかと、必ずやらなければならないことですので、建設前にどれくらい入っているか、それを調べるという調査になります。必ずやる場合には法で決まっていることもあるのですが、土壌汚染の調査は行うということでございます。
委 員 長	あと、いかがでしょうか。
松 原 委 員	今、石井委員さんと同じページなのですが、括弧の四角の枠の中の拡充事業ですけれども、４番の補習教室、ことしもやっていただいているのですが、できればことしの実績に加えて、各中学校の卒業生で大学に進学している学生が結構多いと思うのです。各中学校のほうで、校長さんは多岐にわたるので忙しいと思いますから、主幹さん、進路指導主幹さんとか、そういう方たちに、自校を卒業した大学生を、ここに活用できないかなと。本当に教職に就こうという学生も結構多いと思いますので、そういう視点でお考えいただけないかというお願いといたしますか。
松井指導室長	これは、研究所と指導室で連携してやります。今、松原委員からいただきました件ですけど、ぜひそういうふうにしていきたいなと思っております。

	今回、こういうふうにしたのは、今年度試験的にといいますかやってみて、非常に手ごたえがあったものですから、一番何をしたい、指導者の確保なのです。学校の教員は、各学校での補習もあるものですから、教員を退職した方とか、指導室の親類関係とか当たってやりました。ぜひまたそこでご協力いただきたいということと、今、区内にある都立高校の高校生にも協力いただこうと思って、何校かの校長さんには当たりをつけています。とにかく地域の人材を、特に活用するということで積極的にやりたいと思います。
委 員 長	読書科というのが36時間ということで、きちんと整ってきたという形で、今進めていますけれども、校長先生にいろいろなご意見伺ったりなんかして、何か教育委員会に何か希望がありますかと何人かの先生に伺うと、学校の図書というのは、それぞれどのような物が読まれているかということ、いろいろボランティアの方とかいろいろな方で工夫をしてやっているけども、江戸川区全体の子どもたちが図書館で、どういう本を読んでいるのか、そういう分類とか傾向性だとか、そういうものがもう少し整備されていると、子どもたちに本を勧めやすいし、また推進も、うまくというか上手にやっていると、ところがあると思うのですというのを、何人かの先生から伺いました。
指 導 室 長	そういう話は、余り入って来ないです。 ただ、我々指導室としては、学校に取り組み差があることは承知しております。あとは読書の推進の教員がいるものですから、その者たちとの研修会をやっていきます。突き放したわけではないのですが、学校でしっかり考えてほしいということなのです。ああしてほしい、こうしてほしいということは、やることはやぶさかではありませんが、そういうことも含めて、主体的に進めていってほしいということなのです。 ただ、いきさつが教育委員会主導で読書科を設置したというのがあるものですから、これは読書科に限らず、学校がやらされている意識というのがあると困るなということも考えております。
委 員 長	学校は、学校としての工夫をされているようなのですが、江戸川区全体としての大きな、そういうものがあると取り組みやすいみたいな意見がありましたので、ちょっとご参考に。
教育推進課長	私どものほうで、読書改革プロジェクトという形でやらせていただいておりますけども、毎年、先生方に何冊の本を読んでいますかと、そういうア

	ンケートもしています。それから教員の方、保護者の方、それから児童生徒さんに、私の勧める本ということでもいただきまして、その中でベスト５０ですとかベスト１０ですとか、そういったものを発表させていただいて、チラシ、ポスター等にさせていただきながら、例えば学校さんにお配りしておりますし、区内書店の組合さんにも、書店でもはり出していただくような、お子さん、親御さんが、その本を買い求める時に、目につくような形でのこともやらせていただいておりますけども、そういう中で、なるべくお子さんたちがいい本にめぐり会えるようなということも、応援をさせていただいているということをやらせていただいております。
委 員 長	全国に発信している江戸川の読書科なので、よりいい形に進めていければと思っております。 あとは、よろしいでしょうか。
石 井 委 員	二つ目の補正予算概要案ということでお伺いしたいのですが、歳入補正予算も含めて、トータルが１９億、歳出が２２億ということなのですが、残りの額というのは、どこから出る格好になっていくのでしょうか。
教育推進課長	これは、歳入の欄にありますとおり、国庫支出金ですとか東京都からの支出金になりますけれども、それ以外は一般会計からということになります。区の持ち出しということになります。
委 員 長	あと、いかがでしょうか。上野委員、よろしいでしょうか。
上 野 委 員	結構です。
委 員 長	他になれば、第３号議案の意見聴取に対しましては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは異議なしと決定し、区長のその旨、回答いたします。 秘密会は、ここまでといたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。平成２５年度教育委員会事務事業の点検・評価についての報告をお願いいたします。

教育推進課長	平成２５年度教育委員会事務事業の点検・評価につきまして、ご説明させていただきます。この点検・評価につきましては、平成２６年、第２２回１月２５日の定例会で、第５７号議案として承認をいただいたものであります。その定例会におきまして、この点検・評価内容についても含めましてご審議をいただき、決定をいただいたものであります。 この１ページ目をお開きいただきたいと思います。囲みの中にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、第２７条の中に、毎年、この権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、それを議会に提出するとともに、公表しなければならないというものでございます。第２項には、教育委員会は全項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするというものでございまして、それ以下２ページ以降は、こういった項目を今回取り上げるか、また、その点検・評価の方法、そして、次の３ページでは点検評価の流れ、評価の指標ということで、定例会の中で、委員さん方にご審議いただいたものでございます。その上で、４ページの一番下にございます外部評価という部分で、学識経験者の方々に定例会で決定した内部の評価、今後の課題まで、それをお送りした上で、意見をいただいた結果でございまして、 まず１点目が５ページ、学校ＬＡＮの再構築という項目につきまして、私どものほうでお示ししたもので、委員さん方でもご審議をいただいた上で、決定をさせていただいた、７ページにございます、総合評価４ということで、この内容で学識経験者の方にお送りしてございます。その結果、一番下の枠にございます学識者意見ということで、この意見、そして外部評価Ａという結果をいただいております。 簡単に読み上げさせていただきます。学校ＬＡＮの充実、校務の合理化のみならず、教育活動全体の展開にとっても大きな意義をもっており、重要な事業である。本事業の２５年度の執行に関しては、維持管理、運用コストの削減を図りつつ、効果的に実施されている点も評価できる。今後も、本事業の一層の充実を図ることが重要である。学校ＬＡＮの一層の機能整備を図るとともに、各学校において有効活用されるよう働きかけることが求められる。 また、江戸川区学校教育情報化推進計画を基盤に、１年１年進化する情報環境を見据えながら、校務の軽減と効率化を求め、情報ネットワークを再構築していく。入れかえ後のアンケート結果は、本事業が江戸川区の教員に支
--------	---

持されることの証しといえる。今後、効率化によってできた時間的余裕を児童生徒との対話や授業内容や方法の工夫に充当することにより、信頼される学校生活の醸成に取り組んでほしいということで、評価がAという結果でございました。

2点目でございますが、日光林間施設の運営管理でございます。9ページまでが、私ども教育委員会としてお示したものでありまして、10ページ目に学識経験者の意見がございます。

児童生徒の生活環境が大きく変わり、集団での体験的な活動の機会がますます少なくなっている。それだけに本事業の意味は、さらに大きくなっているといえる。施設を活用しての諸活動が成果を上げるためには、施設運営と維持管理が大切になる。25年度の事業展開に関しては、適正かつ効率的に進められていることが認められる。今後に関しては、やがて必要になる大規模な改修も視野に入れて、計画的に事業展開を行い、関連する諸活動が引き続き充実したものになるよう、配慮されることを望みたい。

2点目で、移動教室や林間学校での体験学習や集団生活は、体験した全ての児童にとって人生の思い出となる。江戸川区の子どもたちにとって大自然の中での生活体験は、自然環境の美しさと大切さを感じとることができる場であり、世界遺産である日光の社寺は文化財を知る学習の場でもある。年々手を加え、安全性に配慮しているとはいえ、施設の老朽化が進んでいるので、利用する学校や子どもたちにとって、適正な施設環境の維持に努めることを望みたいということで、評価Aとなつてございます。

3点目でございますが、小学校の外国人英語科指導助手につきまして、13ページでございます。学校教育における国際理解教育、外国語活動の重視は、今後もますます大きくなるのだと思われる。それだけに本事業は重要であるが、平成25年度に関しては、費用対効果も考えて、適正に運用されていると認められる。今後に関しては各学校と緊密な連携を図り、きめ細かな実態把握に立ち、中学校における英語教育との関連も確かにおさえた上で、一層効果的に進められるよう配慮されることが望まれる。

2点目、グローバル化が進む時代、広く生活・文化の交流を図るうえで、英語力の必要性が増している。英語を楽しく学ぶという観点から、現在の外国語活動は大きな価値をもっている。その指導の中枢を担う外国人英語科指導助手の役割は大きい。今後、小学校においても英語が教科となり、指導法を身につけた専科教員が配置されることになったとしても、英語を母国語とする外国人英語科指導助手の英語に触れることは、外国語学習における重要な学習環境であるといえるということで、評価Aということになっておりま

	す。 最後４点目、教育相談でございますが、１６ページでございます。一般的にいて、児童生徒並びに保護者が抱える問題は増加、多様化の傾向である。それだけに本事業の充実が相談支援、さらに深刻な事態の未然防止の点から重要になる。平成２５年度については趣旨を踏まえ、適正に運用されたと認めることができる。今後については、本事業に関して各学校や一般区民への周知に留意するとともに、相談体制の一層の充実を図ることが求められる。 ２点目でございます。教育上の悩みを持つ児童生徒と、その保護者に対してきめ細やかな相談窓口を開き、悩みの解決を模索することは重要であり、本事業は相談者の安心につながるものといえる。一方、面接相談や教育電話相談等の開設時間は午後４時３０分までとなっており、開設時間外における相談体制についても、児童生徒や保護者の要望を踏まえ、より相談しやすい体制について工夫したい。相談件数の増加が必ずしもよいことではない。学校での指導上の戸惑いを補完する場となることが望まれるということで、評価がＢということで、届いてございます。以上、外部評価の結果につきまして、ご報告を差し上げたところでございます。 なお、この報告書につきましては、区議会に報告をいたしまして、その上でホームページ上で公表してまいりたいと考えてございます。区議会につきましては、次回、文教委員会が２月２日に開催を予定されておりますので、そちらで報告をさせていただきたいというふうに考えております。こちらについては、以上でございます。
委 員 長	何か質問、よろしいですか。
上 野 委 員	せっかく、こういうふうに比較しているなら、内部評価と外部評価の違い、相対的に外部評価のほうが上がっているけど、一番最後なんかは同じですね。そういう比較をしてくれませんか。
教育推進課長	こちらのほうでは、差が出たところとしましては、２番目の日光林間施設のところで、こちらでは総合評価として４ということでございました。最初のほうの３ページ目ですか、評価の指標ということで書かせていただいております。教育委員会としては一番下の表にあります表５の４として、計画に即しておおむね適正にということでございます。１番目、２番目、ちょっと控え目に出し過ぎたのでしょうか、教育委員会としては４という形で出させていただきましたけども、外部評価としては表５にございますＡ、Ｂ、Ｃの３

	段階での評価Aをいただきましたので、4か5にあるものがAに入ったのかなというようなところでございますけれども、比較的いい評価をいただいたかなというふうに思います。 最後の4番目につきましては、意見欄にもございましたけども、4時半以降の対応が、これから必要になるであろうというような意見もおっしゃっておりますので、Bという評価が出たのかなというふうな感じであります。
上 野 委 員	具体的に4時半という、こういうのをはっきり指摘されたということです。区側はどうなのでしょう、こういう時間をもっと延長するとか。窓口をもっと広げて、受け入れ態勢を、もっと持ったほうがいいのじゃないかということですよね。
指 導 室 長	外部評価を受けていますので、受けとめなくてはいけないということなのですが、もともと、こういうことも考えてはいたのです。緊急性のある場合の相談は、東京都の施設とつながるようになっていきます。あと、来所相談とか、そういうものについては、全てではなくて、予約をして、何時ということをしているものですから、その枠を広げることが、どこまでというのもある、そういうところでは、我々も時間としては、広げると切りがないのじゃないか、変な意味ですけど、そういうこともある、これは変えないで来ているというのがあります。 漠然として、守備範囲を広くしなさいという、したほうがいいたろうということだとは思いますが、それは、またいろいろとご意見をいただくのと、予算の関係とか人の配置のこととか、考えていかないといけないかなとは思っております。
委 員 長	受付時間によって、夜の対応ということもあるのですか。
指 導 室 長	今は、教育相談所ではやっていないのですが、緊急のテーブルをつなぐのです。きょうはおしまいです。緊急の場合は、東京都教育相談センターの電話番号はここですとか、そういう形でつないでいるような状況なのです。
上 野 委 員	今のところだけど、総合評価のほうは、我々のほうは最後に、利用しやすい環境づくりと利用の働きかけが必要であると、抽象的にいっているのだよね。だけど、外部評価のほうが具体的に、開設時間外における相談体制についても、児童生徒や保護者の要望を踏まえ、より相談しやすい体制について

	工夫したいと、はっきり言っている。これは、やはり重く受けとめなくちゃいけないかなと。各区何かでの事例は挙げていないけども、そういうものも頭にあって、これだけはっきりしたことをいっているのじゃないかなという気もするのだけど。
松 原 委 員	僕も１５、１６ページなのですが、事務局というか私たちの評価では、学校サポート教室等についても、かなり関係づくりと利用の働きかけというものでまとめて評価しているのだけども、経験者のほうでは、相談は４時３０分ということで、サポート教室等については多様化の傾向であるというふうに、そこで終わっちゃっているの、僕自身としては何かちょっとＢというか。表５を見ると、Ａのほうは、もっと積極的に実施していくべきという見方のＡというのがあるし、Ｂのほうは、ちょっとまだまだですねみたいな、課題を含みがＢなのかというような受け取りもできるのだけども、そうすると最後のＢというのが、ちょっと区として研究所がやっている学校サポート教室の部分が、ちょっと評価が十分ではないのかなと、そんな印象を受けます。
教 育 長	この外部評価のほうで書かれている４時半で、教育電話相談、親からの電話、子からの電話とございますが、例えば一般的には夜になって、子どもなんか相談したいとか、そんなこともどの程度あるのか、今、所長のほうから、例えば留守電になっていますよという話で、例えば留守電がどのぐらい来ているのかということも調べて、需要がどのぐらいあるのか。例えばＮＰＯでやっているいのちの電話とか、ある意味２４時間、それこそ夜中になって悩みを、夜寝られなくてというのございますよね、こういうことについても、上野委員がおっしゃるとおり他区の状況も、それから江戸川区の、特に電話相談なんかが、どのぐらい電話がかかってきているのかは調べられますよね。例えば夜、あれになっているのは。
指 導 室 長	転送電話になっているものですから、ちょっと確認をしなくてはいけないというふうに思います。
教 育 長	そのあたりを、ちょっと調べて、つまり需要がどの程度、逆にやれば需要が出てくるものなのか、そのあたりも含めて電話の相談時間、少なくとも電話相談時間をどうするか、もっと考えていければと思います。

委 員 長	いろいろな評価ありますけど、公表していくという部分考えれば、いろいろな厳しい評価もあって、そして、また適切な運営ができるかと思いたすので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、ただいまの報告事項を了承といたします。 続きまして、後援名義、よろしくお願いいたします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用承認について1件、私のほうからご報告をさせていただきます。行事名は、第39回わんぱく相撲江戸川区大会であります。申請者は、プロジェクトわんぱく協議会会長ということでの申請でございます。事業内容は、国技である相撲を通じて心身の鍛練、健康の増進を図る。マット土俵を6面用意し、学年ごとに男女別のトーナメントを行う。なお、4年、5年、6年の優勝者は東京都大会に出場するというものであります。江戸川区教育委員会の後援名義の申請につきましては39回目、合わせて江戸川区の後援の申請も出てございます。実施日が平成27年5月10日(日)、実施会場、江戸川区スポーツセンター。対象でございますが、区内在住、在学の小学生ということであります。経費の徴収等はございません。以上でございます。
委 員 長	何かご質問。
上 野 委 員	主催者がプロジェクトわんぱく協議会と書いてあるのですが、これは青年会議所じゃないの、そうですね。
教育推進課長	そうです。青年会議所の方々が中心にやられたわけですが、プロジェクトわんぱく協議会ということで、その他にも同調していただける方を募ってやりましょうと。
上 野 委 員	わかりました。
石 井 委 員	マット土俵についてお伺いしたのですが、これは学年によって、ちょっとずつ大きさが変わってくるというものなののでしょうか。あともう一つは、マットかなり大きい物で土俵が一つでき上がるという、そういう種類の物なののでしょうか。
教育推進課長	この土俵の大きさ自体は同じです。学年で変わりません。

	ただ、たしか２枚をはりあわせて円にするというマットで、線が引いてあります。周りに安全のためにマットを敷いて、６組の土俵をつくるという形であります。
委 員 長	江戸川には相撲部屋もありますけれども、この江戸川区での優勝者が東京都大会での活躍というのは、どんな状況なのでしょうか。
教育推進課長	各学校さん、特に毎年出ている学校さんは、熱心に相撲に取り組んでいらっしゃるという学校さんもあります。
上 野 委 員	ちなみに各小学校も中学校も、学校に相撲部みたいな部活があるところはあるのですか、聞かないですね。
指 導 室 長	ないですね。
委 員 長	相撲の土俵があるというところは、あるのですか。
松 原 委 員	昔ありました、瑞江中学校に。
教 育 長	七葛西小と西葛西小にあります。校庭に土俵があります。小松川三中にもあります。
委 員 長	あとは、よろしいでしょうか。ただいまの報告事項を了承いたします。 それでは、平成２７年度入学の小学校選択制補欠登録者の繰り上げ結果についてのご報告をお願いいたします。
学 務 課 長	資料をごらんいただきたいと思います。昨年、抽せんを行いました小学校の３校の補欠登録者に対して、次のとおり繰り上げ当選を決定しましたので、報告をさせていただきたいと思います。 表の見方なんですけれども、２番目の篠崎第四小学校を例にとって説明させていただきますと、まず、補欠登録者数としては１５人ということで、昨年の抽せん会で１番から１５番の順位をつけているところであります。この１５人のうち４名が転出等で、篠崎四小に入学しないことになりまして、残り１１名のうち、学校の受け入れ可能数を校長先生と相談の上、決定をして、上から７名が篠崎四小に入学できることになったということでもあります。残

委 員 長	った４名は、通学区域の小学校に入学していただくことになるということでございます。清新一小のほうは、全員が清新一小に入れることになって、鎌田小のほうは、やはり３人が残念ながら指定の学校に入学していただくというような形になったという報告でございます。 何かご質問ございますか。 なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
委 員 長	賛成多数と認めます。これより会議は、秘密会といたします。 〔秘密会により報告〕
委 員 長	それでは、以上をもちまして、平成２７年第２回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。 閉会時刻 午後２時２０分